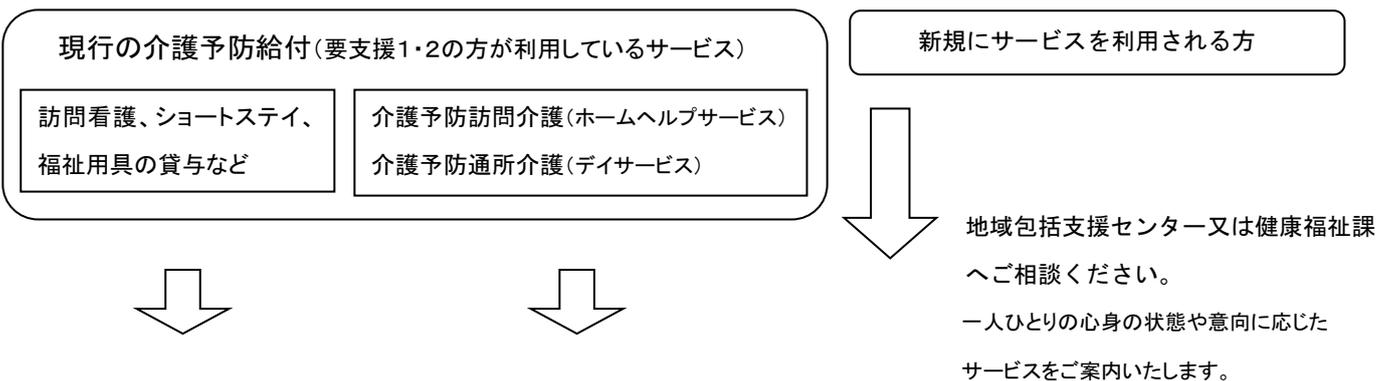


「介護予防・日常生活支援総合事業」の概要

介護保険制度の改正により、現在の要支援1・2の方が利用している介護予防給付のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）の2つのサービスについては、全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が提供する「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）」のサービスへと順次移行となりました。

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防と日常生活の自立を支援していくことを目的として実施します。



利用できるサービスに変更はありません

4月1日から順次移行

